
プロジェクト	実務対応
項目	本日の審議事項

これまでの経緯

1. 2014年12月1日開催の第301回企業会計基準委員会において、基準諮問会議からASBJに対して、「権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権（以下「権利確定条件付き有償新株予約権」という。）の企業における会計処理」を新規テーマとすることの提言があり、2014年12月18日開催の第302回企業会計基準委員会において新規テーマとして取り上げることが承認された。
2. 第77回・第78回実務対応専門委員会（2015年10月27日・2015年11月18日）（以下「専門委員会」という。）及び第323回企業会計基準委員会（2015年11月6日）では、権利確定条件付き有償新株予約権の会計上の論点について議論を行った。

本日の審議事項

3. 前回の企業会計基準委員会では、今後、方向性を定めていくためには、検討されている各々の会計処理が、どのような会計上の影響をもたらすかなど、より多くの情報に基づき検討すべきとの意見が聞かれた（審議事項(7)-8）。
4. 上記を踏まえ、本日は、以下の項目について、審議を行う。なお、前回の専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(7)-9に記載している。
 - (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の企業における会計処理（設例）（審議事項(7)-2）
 - (2) 業績条件は付されているが、勤務条件は明示されていないケースの取扱い（審議事項(7)-3）

なお、第77回実務対応専門委員会及び第323回企業会計基準委員会で用いた資料（権利確定条件付き有償新株予約権の企業における会計処理の論点を整理したもの）については、審議事項(7)-1参考資料としている。

- (3) 以下の会計基準等を見直す場合のイメージ
 - 企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）（審議事項(7)-4）
 - 企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準

の適用指針」(審議事項(7)-5)

- 企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下「複合金融商品適用指針」という。)(審議事項(7)-6)

なお、各会計基準等のイメージは、①現行の会計基準等、②仮に権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引について、複合金融商品適用指針の適用範囲に含める場合のイメージ、及び③仮に権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引について、ストック・オプション会計基準の適用範囲に含める場合のイメージを3つ並べて示している。

- (4) 仮に権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引についてストック・オプション会計基準又は複合金融商品適用指針を適用する場合の経過的な取扱い(追加的な開示の取扱いを含む。)(審議事項(7)-7)

以 上